国自基第１１３号
令和８年９月３０日

一般社団法人　日本自動車車体工業会会長　殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達)」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び内閣府沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお取り計らい願います。

別添

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）　新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成15年国自技第151号、国自環第134号）　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
記	記
1.～156.　（略）	1.～156.　（略）
157.　適用関係告示第14条第32項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。	157.　適用関係告示第14条第32項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。
⑴　令和５年９月１日から令和７年８月31日までに製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）としたものを除く。）であって、次に掲げるもの	⑴　令和５年８月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
イ　令和５年８月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車	⑵　令和５年８月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
ロ　令和５年８月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車	⑶　令和５年９月１日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（令和５年８月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。）
ハ　令和５年９月１日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（令和５年８月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。）	⑷　令和５年８月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（協定規則第100号の技術要件に係る特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
ニ　令和５年８月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（協定規則第100号の技術要件に係る特定	⑸　令和５年９月１日以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（令和５年８月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。）
	⑹　型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による

共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。） ホ　令和５年９月１日以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車(令和５年８月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。） へ　型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車（⑵の自動車を除く。） ⑵　細目告示第 83 条の適用を受ける自動車（原動機用蓄電池（作動電圧が直流 60V を超え 1,500V 以下又は交流 30V（実効値）を超え 1,000V（実効値）以下のものを除く。）を有する自動車に限る。） ⑶　細目告示第 83 条の適用を受ける自動車のうち、令和９年８月 31 日以前に製作された自動車（原動機用蓄電池を有する最高速度 20 キロメートル毎時未満の自動車に限る。）	取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車
158.～346.　（略）	158.～346.　（略）
347.　適用関係告示第 51 条の７の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 ⑴　令和 13 年８月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車 ⑵　令和 13 年９月１日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年８月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と眠気警報装置に係る性能が同一であるもの ⑶　令和 13 年８月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車 ⑷　令和 13 年９月１日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年８月 31 日以前に多仕	（新設）

様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と眠気警報装置に係る性能が同一であるもの	
348.　適用関係告示第51条の８の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 ⑴　令和13年８月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車 ⑵　令和13年９月１日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年８月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と脇見警報装置に係る性能が同一であるもの ⑶　令和13年８月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車 ⑷　令和13年９月１日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年８月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と脇見警報装置に係る性能が同一であるもの	（新設）
349.　適用関係告示第４条第31項第二号ハの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 ⑴　輸入自動車特別取扱を受けた自動車 ⑵　型式指定を受けた自動車及び多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車以外の自動車 ⑶　型式指定を受けた自動車又は多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、異なる型式の原動機に変更したもの ⑷　型式指定を受けた自動車又は多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、燃料の種類を変更したもの ⑸　型式指定を受けた自動車又は多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、その構造等の変更により細目告示別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」の5.1.1.から5.1.3.までの各号に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準に変更が生じたもの	（新設）

350.　適用関係告示第４条第31項第４号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 ⑴　輸入自動車特別取扱を受けた自動車	（新設）
351.　適用関係告示第４条第 32 項第２号ハの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 ⑴　輸入自動車特別取扱を受けた自動車 ⑵　型式指定を受けた自動車及び多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車以外の自動車 ⑶　型式指定を受けた自動車又は多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、異なる型式の原動機に変更したもの ⑷　型式指定を受けた自動車又は多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、燃料の種類を変更したもの ⑸　型式指定を受けた自動車又は多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、その構造等の変更により細目告示別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」の5.1.1.から5.1.3.までの各号に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準に変更が生じたもの	（新設）
352.　適用関係告示第４条第32項第４号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 ⑴　輸入自動車特別取扱を受けた自動車	（新設）
353.　適用関係告示第９条第 68 項第２号ハ及び第 69 項第２号ハの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 ⑴　令和10年８月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車 ⑵　令和10年９月１日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年８月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と制動装置に係る性能が同一であるもの	（新設）

⑶　令和10年８月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車 ⑷　令和10年９月１日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年８月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ⑸　型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車	
354.　適用関係告示第４条第33項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 ⑴　令和10年８月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車 ⑵　令和10年９月１日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和10年８月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの	（新設）
355.　適用関係告示第28条第209項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 ⑴　令和10年８月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車 ⑵　令和10年９月１日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和10年８月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの	（新設）
356.　適用関係告示第４条第33項の「国土交通大臣が定める自動	（新設）

車」は、令和10年９月１日（輸入された自動車にあっては令和11年９月１日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、令和10年８月31日（輸入された自動車にあっては令和11年８月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一でなく、かつ、取扱いを受けた日から起算して二年を経過したもの（法第７条に定める新規登録（軽自動車にあっては法第59条に定める新規検査）を初めて受けた月の前月の末日から起算して10月を経過したものに限る。）とする。	

附　則

本改正規定は、令和八年九月三十日から施行する。ただし、347項及び348項の規定は令和八年十月二十日から適用する。